

## 議案第110号

川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例の一部を改正する条例  
の制定について

川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年9月2日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例の一部を改正する条例  
川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例（平成4年川崎市条例第51号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「200円、500円又は1,000円」を「300円、600円又は1,200円」に、「については3,000円」を「については4,500円」に、「1,500円」を「2,250円」に、「2,550円」を「3,820円」に、「2,100円」を「3,150円」に、「6,450円」を「9,670円」に、「3,150円」を「4,720円」に改める。

別表第2中「7円50銭」を「11円」に改め、同表の備考を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定（「200円、500円又は1,000円」を「300円、600円又は1,200円」に改める部分に限る。）は、同年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の条例の規定（別表第1粗大ごみの処理の項の規定を除く。）は、この条例の施行の日以後の申込みに係る手数料及び処理費用について適用し、同日前の申込みに係る手数料及び処理費用については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例別表第1粗大ごみの処理の項の規定は、令和5年7月1日以後の申込みに係る手数料について適用し、同日前の申込みに係る手数料については、なお従前の例による。

参考資料

#### 制 定 要 旨

粗大ごみの処理、し尿の処理、汚泥の処理及び浄化槽等の清掃に係る手数料並びに不燃性固形物に係る処理費用の額を改定するため、この条例を制定するものである。